

○猟銃用火薬類等の消費の許可の取消し

(第 25 条第 3 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

処分基準

平成 29 年 3 月 22 日作成

法令名	火薬類取締法
根拠条項	第 25 条第 3 項
処分の概要	猟銃用火薬類等の消費の許可の取消し
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	火薬類取締法第 25 条第 1 項(消費)、同第 50 条の 2 第 1 項(猟銃用火薬類等の特則)
処分基準	爆発又は燃焼の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の爆発又は燃焼に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、爆発又は燃焼前に限り、許可を取り消すものとする。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	警察署長